

改正

平成18年12月26日条例第117号

平成20年9月30日条例第39号

令和元年12月24日条例第16号

西海市交通船使用条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 運送（第7条—第11条）
- 第3章 運賃（第12条—第28条）
- 第4章 旅客の義務（第29条—第31条）
- 第5章 責任関係（第32条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、海上運送法（昭和24年法律第187号。以下「法」という。）の規定による旅客運送事業としての西海市交通船事業（以下「交通船」という。）の運営に関し必要な事項を定め、交通船を利用する旅客、手荷物、特殊手荷物、小荷物の運送に適用することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）旅客とは、一般旅客をいう。
- （2）手荷物とは、3辺の和が200センチメートル以下（運動用具を除く。）で、かつ、重量が30キログラム以下の物品又は車椅子若しくは身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているもの及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示をしているものをいう。以下同じ。）であって、一般旅客が携帯するもの（特殊手荷物及び特殊手荷물에積載された物品を除く。）をいい、一般旅客が自ら携帯又は同伴して船内に持ち込む手荷物であって、その重量の合計が20キログラム以内のものを「手回り品」、一般旅客がその乗船区間について運送を委託し、引渡しを受ける手荷物を「受託手荷物」という。
- （3）特殊手荷物とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物品であって次に掲げるもの（これに積載された物品を含む。）をいう。ただし、折りたたみ式のものであって、折りたたまれ手荷物として取り扱うことができると認められるものを除く。
  - ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する2輪の自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車。ただし、次に掲げるもの（これに積載された物品を含む。）を除く。
    - （ア）2輪の自動車であって側車付きのもの
    - （イ）原動機付自転車であって側車付き又は屋根付きのもの
  - イ 自転車、乳母車及びリヤカー、荷車その他の道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両（畜力により移動するものを除く。）
- （4）小荷物とは、3辺の和が200センチメートル以下（運動用具を除く。）で、かつ、重量が30キログラム以下の物品であって、運送の委託を受けるものをいう。
- （5）学校等とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
  - イ ア以外の国公立の学校
  - ウ 学校教育法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校
  - エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を運営する施設、同法第39条の保育所及び第39条の2の幼保連携型認定こども園
- （6）小児とは、小学生以下の者をいう。

(7) 障害者とは、次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定による療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(8) 介護者とは、次に掲げる者をいう。ただし、イを除き障害者1人につき1人に限る。

ア 前号アに掲げる身体障害者のうち、第1種身体障害者（身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記載されているものをいう。）を介護して同一の乗船区間を旅行する者

イ 前号アに掲げる身体障害者のうち、視覚及び聴覚の重複障害の身体障害者1人を通訳又は介助員として同一の乗船区間を旅行する各1人の者

ウ 前号アに掲げる身体障害者のうち、小児の第2種身体障害者（身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記載されているものをいう。）の定期旅客を介護して同一の乗船区間を旅行する者

エ 前号イに掲げる知的障害者のうち、第1種知的障害者（療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記載されているものをいう。）を介護して同一の乗船区間を旅行する者

オ 前号イに掲げる知的障害者のうち、小児の第2種知的障害者（療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記載されているものをいう。）の定期旅客を介護して同一の乗船区間を旅行する者

カ 前号ウに掲げる精神障害者のうち、精神障害者1級（精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級と記載されているものをいう。）を介護して同一の乗船区間を旅行する者

キ 前号ウに掲げる精神障害者のうち、小児の精神障害者2級又は3級（精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級又は3級と記載されているものをいう。）の定期旅客を介護して同一の乗船区間を旅行する者

（事業の種類）

第3条 交通船は、法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業とする。

（航路）

第4条 交通船の航路は、西海市大瀬戸町松島釜浦から同瀬戸までとする。

（運航計画）

第5条 市長は、交通船が輸送需要の性質、航路の自然的性質に適応し、かつ、利用者の利便に適合する運航計画を立て、事業に関する責任の範囲が明確な経営形態と経理的基礎を維持するようしなければならない。

（船舶職員）

第6条 交通船に勤務する職員の定数、給与及び服務に関しては、法令に定める場合を除き、別に条例の定めるところによる。

## 第2章 運送

（運送の引受け）

第7条 交通船を利用する旅客の運送計画は、輸送力の範囲内において申込みに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合は、その申込みを拒絶し、又は契約を解除することができる。

(1) 第33条第1項各号のいずれかに該当する理由がある場合

(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者

イ 酒気を帯びている者、薬品中毒者その他ほかの乗船者の迷惑となるおそれのある者

ウ 重傷病者又は小学校に就学していない小児で、付添人のない者

エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるお

それのある者

オ この条例に違反する行為を行い、又は行うおそれのある者

カ この条例と異なる運送条件により運送契約の申込みをする者

2 手回り品、受託手荷物又は小荷物の運送契約は、輸送力の範囲内において申込みに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合は、その申込みを拒絶し、又は契約を解除することができる。

(1) 第33条第1項各号のいずれかに該当する理由がある場合

(2) 手回り品、受託手荷物又は小荷物が次のいずれかに該当する場合

ア 荷造り若しくは荷札の不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を発するもの、不潔なもの又は乗船者及び他の物品並びに船舶に危険若しくは迷惑を及ぼすおそれのあるもの

イ 白金、金その他の貴金属又は貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品その他の高価品

ウ 刀剣、銃器、爆発物その他の危険品

エ 遺体又は生動物（身体障害者補助犬を除く。）

オ その他運送に不相当と認められるもの

3 特殊手荷物の運送契約は、輸送力の範囲内において申込みに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合は、その申込みを拒絶し、又は契約を解除することができる。

(1) 第33条第1項各号のいずれかに該当する理由がある場合

(2) 特殊手荷物が法令に違反して運行するものである場合

(3) 特殊手荷物に積載している物品が前項第2号に掲げるものである場合

(4) 特殊手荷物が前項第2号イに該当するものである場合

4 前2項の場合において、手荷物又は特殊手荷物については、乗船券の提示を求めた上、その通用期間中1乗船当たり手回り品及び受託手荷物にあつては合わせて原則2個、特殊手荷物にあつては1個に限り運送契約の申込みに応じるものとする。ただし、第14条第5項から第7項までの規定により無料となる手回り品及び受託手荷物については、この限りでない。

(内容の申告義務)

第8条 手荷物若しくは小荷物又は特殊手荷物に積載している物品（以下「手荷物等」という。）がそれぞれ前条第2項第2号に該当する場合（手回り品が同号イに該当する場合を除く。）は、旅客運送申込人はあらかじめ申告しなければならない。

2 手荷物等（手回り品を除く。）が前条第2項第2号イに掲げる物品である場合は、旅客又は運送申込人が運送の申込みをする際にその種類及び価格を明示しなければ、市は、その損傷又は滅失について責めを負わないものとする。

3 市は、第1項に該当する物品の運送の申込みに応じる場合は、旅客又は運送申込人に対し、看守人の添乗、積荷保険の付保その他必要な措置を執ることを要求することができる。

(点検)

第9条 係員は、手荷物等が第7条第2項第2号のいずれかに該当する疑いがある場合（手回り品が同号アに該当する疑いがある場合を除く。）は、これらの物品の内容を旅客若しくは運送申込人又は係員以外の第三者の立会いの下に点検することができる。

(小荷物引換証)

第10条 小荷物の運送の引受けをした場合は、運送申込人の請求があつた場合に限り、小荷物引換証を発行する。

(手荷物の引渡し等)

第11条 受託手荷物については、陸揚地において受託手荷物券と引換えにその持参人に、小荷物については、陸揚地において小荷物券に記載された荷受人に引き渡す。ただし、小荷物引換証を発行した小荷物については、陸揚地において小荷物引換証と引換えに、その持参人に引き渡す。

2 次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は、手荷物等、特殊手荷物について、投棄、供託、売却その他の処分をすることができる。この場合、旅客又は運送申込人に対してその旨を通知し、通知することができないときは、積込地の待合所に掲示するものとする。

(1) 旅客又は運送申込人が第8条第1項に違反した場合

(2) 手荷物等、特殊手荷物が、乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼし、又はそのおそれがある場合

- (3) 第33条第1項第1号から第3号まで又は第6号に該当する理由がある場合
- (4) 手荷物等、特殊手荷物の陸揚げ後7日を経過してもその引取りがない場合
- 3 旅客、運送申込人、荷受人又は小荷物引換証の持参人が留保をなさずに引渡しを受けた手荷物等、特殊手荷物については、その損害賠償請求権を放棄したものとみなす。ただし、これらについて、直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合であって、その引渡しの日から14日以内にその事実を文書により通知したときは、この限りでない。
- 4 旅客が受託手荷物券を紛失した場合又は小荷物引換証を発行した場合において、荷受人が小荷物引換証を紛失した場合は、当該受託手荷物又は当該小荷物引渡請求人を正当な受取人であると認め、かつ、その引渡請求人に当該手荷物又は当該小荷物を引き渡した結果受けるおそれのある一切の損失を補償する旨の保証を当該引渡請求人から得た場合に限り引き渡す。
- 5 受託手荷物券又は小荷物引換証を引換えに引き渡した受託手荷物又は小荷物について、受取人に関して生じた損害に対し、賠償の責任を負わないものとする。

### 第3章 運賃

#### (運賃の種類)

第12条 交通船の運賃は、旅客にあつては一般旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、一般団体旅客運賃、学生団体旅客運賃及び回数旅客運賃とし、手荷物にあつては受託手荷物運賃及び特殊手荷物運賃とし、小荷物にあつては小荷物運賃とする。

#### (運賃の適用)

第13条 一般旅客運賃は片道運賃とし、旅客が1回乗船する場合に適用する。

- 2 通勤定期旅客運賃は、通勤旅客が同一区間を不定回数乗船する場合に適用する。
- 3 通学定期旅客運賃は、学校等の学生又は生徒等が本人所属の学校等の長から交付を受けた通学証明書を出した場合又は通学定期購入券用の身分証明書を提示した場合に適用する。
- 4 一般団体旅客運賃は、旅行目的、行程を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15人以上の旅客が乗船する場合に適用する。
- 5 学生団体旅客運賃は、旅行目的、行程を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15人以上の学校等の学生又は生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みがあつた場合に適用する。
- 6 回数旅客運賃は、旅客が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。
- 7 受託手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する手荷物1個につき片道1回運送する場合に適用する。
- 8 特殊手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する特殊手荷物1車両につき片道1回運送する場合に適用する。
- 9 小荷物運賃は、荷送人から運送の委託を受けた小荷物1個につき片道1回運送する場合に適用する。

#### (運賃の額)

第14条 一般旅客運賃の額は、別表第1によるものとする。

- 2 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の額は、通用期間が1箇月のものにあつては片道旅客運賃を60倍したもの、通用期間が3箇月のものにあつては片道旅客運賃を180倍したものとする。
- 3 回数旅客運賃は、片道旅客運賃を10倍したものとする。
- 4 受託手荷物、小荷物及び特殊手荷物の額は、別表第3によるものとする。
- 5 鞆、ハンドバック、傘その他の身の回り品であつて、その重量の合計が20キログラム以下の手回り品は、無料とする。
- 6 旅客が身体障害者補助犬を添乗させる場合は、その身体障害者補助犬は無料とする。
- 7 旅客が使用する車椅子は、無料とする。

#### (運賃の割引)

第15条 運賃の割引の種類及び適用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期旅客運賃の割引
- (2) 団体旅客運賃の割引
- (3) 福祉割引
  - ア 障害者及び介護者の運賃の割引

イ 施設等における被救護者等の運賃の割引

ウ 戦傷病者等の運賃の割引

- 2 前項各号に掲げる運賃の割引に係る割引率は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 第1項各号に掲げる運賃の割引は、重複して適用することができない。ただし、第1項第3号に掲げる運賃の割引のいずれかの対象者が、同項第1号又は第2号の割引のいずれかの対象者となる場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定の対象となる者の割引後の額は、第2項の規定にかかわらず、第1項第3号に掲げるいずれかの運賃の割引に係る割引率により算定した額に第1項第1号又は第2号のいずれかの割引に係る割引率を適用して算定した額とする。
- 5 第1項第3号アの規定による障害者及び介護者（以下「障害者等」という。）の運賃の割引は、第2条第1項第7号に掲げる手帳を提示した者及びその介護者と認められる者について適用する。
- 6 第1項第3号イの規定による施設等における被救護者等（以下「被救護者等」という。）の運賃の割引は、次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者を対象とし、所属する施設又は団体から交付された所定の旅客運賃割引証を提示した者及びその付添者と認められる者について適用する。
  - (1) 児童福祉法第12条の4の児童相談所付設の一時保護所及び同法第41条から第44条までの各施設
  - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設
  - (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの
  - (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
  - (5) 更正保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- 7 第1項第3号ウの規定による戦傷病者等の割引は、戦傷病者等のうち戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳を提示した者について適用する。
- 8 運賃の割引によって生じる10円未満の端数については、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。
- 9 回数旅客運賃は、片道旅客運賃の10倍額とし、券片数は11枚とする。  
（運賃の收受等）

第16条 乗船券、受託手荷物券、特殊手荷物券及び小荷物券は、待合所又は船舶において運賃と引換えに発行する。ただし、定期乗船券及び団体乗船券にあつては、別に定める申込書を同時に提出するものとする。

- 2 発売する乗船券等の種類、発売場所又は発売期間を限定することができる。  
（乗船券等の記載事項）

第17条 乗船券には、次の事項を記載する。

- (1) 乗船区間（小荷物等にあつては運送区間）
- (2) 運賃の額
- (3) 通用期間（小荷物券以外の乗船券に限る。）
- (4) 旅客の氏名又は名称（記名式の乗船券等に限る。）
- (5) 車種の名称等（特殊手荷物券に限る。）
- (6) 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所（小荷物券に限る。）
- (7) 発売番号及び発売年月日
- (8) 事業者名

（乗船券の効力）

第18条 乗船券等は、券面記載の乗船区間、通用期間、通用車種に限り使用することができる。

- 2 乗船券は、記名式である場合は記名本人、その他の場合であつて船客名簿に氏名を記載したときは、記載された者に限り使用することができる。
- 3 旅客がその都合により乗船券等の券面記載の乗船区間で途中下船した場合は、当該乗船区間の全部について運送が終了したものとみなす。ただし、乗換えその他この条例において特に定める場合は、この限りでない。

(運賃の性格)

第19条 運賃には、旅客の食料金は含まれない。

- 2 運賃には、本船と陸岸とを結ぶ連絡船、棧橋通行料又は通過料及び受託手荷物又は小荷物の積卸し料を含む。
- 3 受託手荷物又は小荷物の運賃には、集荷配達料及び保管料は含まれない。
- 4 特殊手荷物の運賃には、旅客の運賃は含まれない。

(乗船券等の通用期間)

第20条 乗船券等(小荷物券を除く。以下この条において同じ。)の通用期間は、次のとおりとする。ただし、定期乗船券、団体乗船券で通用期間が指定された乗船券等にあつては、券面記載の通用期間に限り通用するものとする。

- (1) 乗船券の片道券は、発売当日(乗船指定日の定められている乗船券等にあつては、当該乗船指定日。以下同じ。)を含めて2日間
- (2) 片道券を一括して50枚以上購入した場合は、発売当日を含めて2箇月間
- (3) 回数券を購入した場合は、発売当日を含めて2箇月間
- 2 旅客が疾病その他一身上に関する不可抗力により旅行を延期し、又は第33条により旅行を継続することができなくなった場合は、乗船券の未使用区間について、7日間を限度としてその通用期間を延長できる。

(小児の運賃)

第21条 小児の運賃は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1歳未満の小児は、無料
- (2) 1歳以上で小学校に就学していない小児が、一般旅客に同伴されて乗船する場合(団体として乗船する場合を除く。)は、1人に限り無料、1人を超える場合は、1人につき一般旅客運賃の2分の1
- (3) 1歳以上で小学校に就学していない小児が一般旅客に同伴されずに、又は団体として乗船する場合は、1人につき一般旅客運賃の2分の1
- (4) 小学校に就学している小児は、1人につき一般旅客運賃の2分の1
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる運賃に10円未満の端数が生じた場合は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。

(不正乗船等)

第22条 旅客又は運送申込人が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、運賃のほかにその2倍に相当する額を申し受ける。この場合において、乗船港が不明のときは、当該船舶の始発港をもって乗船港とみなす。

- (1) 次条の場合を除き、船長の承諾を得ないで乗船券を所持せずに乗船した場合
- (2) 無効の乗船券で乗船した場合
- (3) 係員が乗船券の提示を求め、又は運賃の支払を請求してもこれに応じない場合
- (4) 不正の申告によって、運賃の割引を受け、若しくは運賃を支払わずに乗船し、又は第7条第3項第2号若しくは第3号の規定に該当する特殊手荷物を運送させた場合
- (5) 乗船券等の回収の際、その引渡しをしない場合
- (6) 第8条第1項の申告をせず、又は不正の申告によって第7条第2項第2号に規定する物品を船内に持ち込み、又は運送をさせた場合

(誤乗船等)

第23条 旅客がその不注意によって券面記載の船便以外の船便に乗船した場合は、乗船区間に対応する運賃を申し受け、出発港又は目的港までの運送を引き受ける。

- 2 市の不注意によって旅客、手回り品、受託手荷物、小荷物、特殊手荷物を目的港以外の港に下船させ、又は陸揚げした場合は、市の費用で目的港までの運送を行う。

(行先変更等)

第24条 旅客は、船長の承諾を得た場合は、券面記載の乗船区間を変更することができる。この場合、乗船区間に対応する運賃と既に收受した運賃との差額を申し受け、これと引換えに補充乗船券を発行する。

- 2 旅客が船長の承諾を得て運賃を支払わずに乗船した場合は、船内において乗船区間に対応する運

賃を申し受け、これと引換えに補充乗船券を発行する。

(乗船券等の紛失)

第25条 旅客が乗船券等を紛失した場合は、改めて運賃を申し受け乗船券を発行する。この場合、その旨の証明書を発行する。ただし、乗船券等を所持して乗船した事実が明白である場合は、この規定を適用しないことができる。

2 旅客は、紛失した乗船券を発見した場合は、その通用期間経過後30日以内に限り、前項の証明書を添えて第27条第5号の規定に基づき運賃の払戻しを請求することができる。

(乗船券等の無効)

第26条 次の各号のいずれかに該当する乗船券は、無効として回収する。

- (1) 第17条に規定する記載事項が改変され、又は不明確になった乗船券等
- (2) 当該乗船券等を使用することができる者以外の者が使用し、又は通用車種以外の車種に利用した場合の当該乗船券
- (3) 通用期間を経過した乗船券等
- (4) 前条第1項の証明書に発売番号を記載された乗船券等
- (5) 不正の手段により取得した乗船券等
- (6) 運送が終了した場合又は第18条第3項の規定により、運送が終了したとみなされる場合の当該乗船券等

(払戻し)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券等の発売場所その他指定する場所において、当該各号に定める額の運賃を払い戻すものとする。

- (1) 旅客がその都合により船便の指定のない入缺(きょう)前(旅客の誤乗船により未使用である旨の証明がある場合を含む。以下同じ。)の乗船券等(定期券を除く。以下この条において同じ。)について、その通用期間の最終日までに払戻しの請求をした場合は、券面記載金額(割引のある場合には、割引後の金額。以下同じ。)から50円を控除した額
- (2) 前号の規定にかかわらず、旅客が死亡、疾病その他一身上に関する不可抗力により、通用期間経過後30日以内に払戻しの請求をした場合は、券面記載金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額の8割に相当する額
- (3) 旅客がその都合により、定期乗船券について、その使用開始日前及び通用期間内に払戻しを請求した場合は、券面記載金額と使用開始日以降の経過日数に当該区間の片道乗船券の2倍に相当する額を乗じて得た額との差額から50円を控除した額
- (4) 第7条第1項から第3項までのただし書の規定によって運送契約を解除する場合は、券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額から50円を控除した額
- (5) 第25条第2項に該当する場合は、券面記載金額から50円を控除した額
- (6) 第33条に該当する場合は、券面記載金額と既使用区間に対応する運賃との差額

(運賃の変更の場合の取扱い)

第28条 運賃が変更された場合において、その変更前に発行した乗船券等は、その通用期間内に限り有効とする。

#### 第4章 旅客の義務

(禁止行為等)

第29条 旅客は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに船舶の操舵設備、その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- (2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- (3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- (5) みだりに特殊手荷物その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- (6) みだりにタラップ、しゃ断機、その他旅客又は特殊手荷物の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

- (7) みだりに旅客又は特殊手荷物の乗下船の方法を示す標識その他旅客の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
  - (8) 特殊手荷物を運転して乗船し、又は下船する際に船舶内又は乗降施設若しくは誘導路において徐行せず、又は乗降中の他の特殊手荷物の前方に割り込むこと。
  - (9) 石、ガラスビン、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
  - (10) 海中投棄を禁止された物品を海中に投棄すること。
  - (11) 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
  - (12) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- 2 旅客は、法令及び船内の規則を遵守し、船長が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。
  - 3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることができる。

(保守及び看守の責任)

第30条 旅客は、自己の手回り品の保管の責めに任じる。

(積込み及び陸揚げ)

第31条 手回り品、特殊手荷物の積込み及び陸揚げは、船長の指示に従い、旅客が行うものとする。

- 2 旅客は、特殊手荷物の積込み又は陸揚げに当たっては、当該特殊手荷物のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、積卸施設及び当該特殊手荷物の状況に応じ、他に危険を及ぼさないような速度と方法で運転するものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、受託手荷物、小荷物、特殊手荷物の返送、転送、途中陸揚げ、内容品の取出し、その他の依頼には、応じない。ただし、取扱上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
  - (1) 運送の取消しがあった場合の返送又は途中陸揚げ
  - (2) 旅行中止の場合の途中下船港への陸揚げ
  - (3) 乗越しの場合の乗越港への追送
- 4 前項の規定により、返送、転送、途中陸揚げ、内容品の取出しその他の依頼に応じることにより必要となる運賃その他の費用は、旅客又は運送申込人の負担とする。

#### 第5章 責任関係

(責任)

第32条 旅客が船長又は船員の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあっては、改札口。以下同じ。）に達したときから下船港の乗降施設を離れたときまでの間に、その生命又は身体を害した場合、市は、これによって生じた損害を賠償する責めに任じる。

- 2 第8条第2項若しくは第3項又は第11条第2項の規定に該当する場合を除き、手荷物等、特殊手荷物の滅失、損傷等による損害については、その損害の原因となった事故が、市の管理下にある間に生じたものである場合は、市は、賠償の責めに任じる。
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
  - (1) 船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと並びに市及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとったこと又は不可抗力などの理由により、その措置をとることができなかったことを証明した場合
  - (2) 第三者又は旅客若しくは運送申込人の故意若しくは過失により、又は旅客若しくは運送申込人がこの条例を守らなかったことにより、当該損害が発生したことを証明した場合
  - (3) 手回り品その他旅客の保管する物品に生じた滅失、損傷等の損害に対しては、過失がなかったことを証明した場合

(運航の中止等)

第33条 次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は、予告なしに乗船券等の全部又は一部の発売の停止、予定した船便の発航の中止、使用船舶の変更、発着日時の変更、航行経路の変更、発着港若しくは場所の変更又は手荷物等・特殊手荷物の制限の措置をとることができる。

- (1) 悪天候、天変地異その他不可抗力の発生
- (2) 火災、海難、使用船舶の故障その他の事故の発生
- (3) 戦争、暴動その他これに準ずる事変の発生

- (4) 船員、陸員その他運送のために使用する者の争議行為の発生
  - (5) 旅客の疾病又は不法行為
  - (6) その他法令の規定又は官公署の命令若しくは要求
- 2 前項の規定により行った措置により生じた一切の損害に対し、市は賠償する責めに任じない。  
(旅客及び運送申込人の賠償責任)

第34条 旅客又は運送申込人が、その故意若しくは過失により、又はこの条例を遵守しなかったことにより損害を与えた場合は、当該旅客又は運送申込人に対し、その損害の賠償を求めることができる。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、交通船運営の細部の事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大瀬戸町交通船使用条例（昭和55年大瀬戸町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月26日条例第117号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年5月12日から適用する。

附 則（令和元年12月24日条例第16号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

一般旅客運賃表

区間	運賃
釜浦・瀬戸間	片道 200円

別表第2（第15条関係）

定期旅客運賃の割引

通用期間区分	目的区分	割引率
1箇月	通勤	一般旅客運賃の4割引
	通学	一般旅客運賃の6割引
3箇月	通勤	一般旅客運賃の4割3分引
	通学	一般旅客運賃の6割2分引

備考 第15条第1項第3号アの割引の適用を受ける者は、「一般旅客運賃」を「第15条第1項第3号アの割引後の運賃」と読み替える。ただし、小児の定期旅客運賃については、読替えを適用しない。

団体旅客運賃の割引

団体区分	割引率
一般団体旅客	一般旅客運賃の1割引
学生団体旅客（小児を除く。）	一般旅客運賃の3割引
学生団体旅客のうち小児	小児の運賃の2割引

障害者及び介護者の運賃の割引

障害者等区分	割引率
障害者及び介護者（次項に掲げる者を除く。）	一般旅客運賃の5割引
介護者で定期旅客の者	一般旅客運賃の3割引

被救護者等の運賃の割引

被救護者等区分	割引率
---------	-----

被救護者等本人	一般旅客運賃の5割引
被救護者等に付き添う者	一般旅客運賃の5割引

備考

- 被救護者等に付き添う者は、被救護者等1人につき1人を割引の対象とする。
- 被救護者の交通船利用の目的が行商等営利を目的とするものである場合は、この表の割引率を適用しない。

戦傷病者等の運賃の割引

被救護者等区分	割引率
戦傷病者等本人	一般旅客運賃の5割引

別表第3（第14条関係）

受託手荷物、小荷物、特殊手荷物運賃表

品名	単位	運賃	備考
受託手荷物	個	30円	片道1個につき
小荷物	個	50円	片道1個につき
特殊手荷物	台	50円	自転車・リヤカー・乳母車・荷車その他の道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両
	台	100円	原動機付自転車
	台	150円	2輪の自動車